

浄化槽設置費用の補助金制度



受付期間 令和6年4月1日(月)～令和6年12月20日(金)
(土曜・日曜日、祝日を除く)

【合併浄化槽を新規で設置する方へ】

新築工事・建替工事・改築工事などで合併浄化槽を新たに設置する方を対象とした、補助金制度があります。

注) 既に合併浄化槽が設置されていた家屋の建替え・改築に伴い新たに合併浄化槽を設置する場合または既に設置済みの合併浄化槽の更新・改築をする場合は補助対象外となります。

◎補助の対象となる区域です。

- ・公共下水道認可区域および、農業・漁業集落排水処理区域に含まれていない市内全域が対象となります。

<対象外になる区域>

- ・五所川原市公共下水道処理区域
- ・藻川地区農業集落排水処理区域
- ・相内地区特定環境保全公共下水道処理区域
- ・蒔田地域農業集落排水処理区域
- ・梅田地区農業集落排水処理区域
- ・十三地区漁業集落排水処理区域

◎補助を受けられるのは自らが居住し、次に該当する方です。

- ・合併浄化槽を新たに設置する方または合併浄化槽が新たに設置される住宅を建築する方、もしくは住宅を購入する方
- ・市税等を滞納していない方
- ・本市に住民登録をしている方または住民登録を行う方

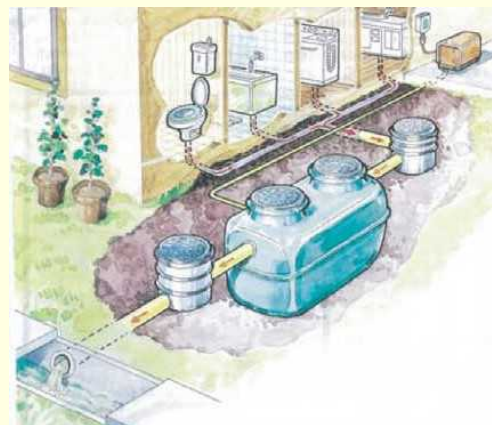
<お気をつけください>

- ・補助を受けるためには着工前に申請し、市の確認を受ける必要があります。
- ・店舗を含む住宅や一軒家の貸家の場合、別個に要件があります。
- ・住宅を購入する場合は、建築者が保管する補助対象であることを証する通知書および売買契約書の写し等が必要になります。
- ・令和7年3月7日(金)までに設置を完了し、設置完了後31日以内または令和7年3月7日(金)のいずれか早い日までに浄化槽設置完了報告書を提出する必要があります。

◎補助の限度額は次のとおりです。

- ・合併浄化槽および設置に要する経費を、次の額を限度に補助します。

浄化槽の大きさ	限度額
5人槽	390,000円
6～7人槽	474,000円
8～10人槽	660,000円



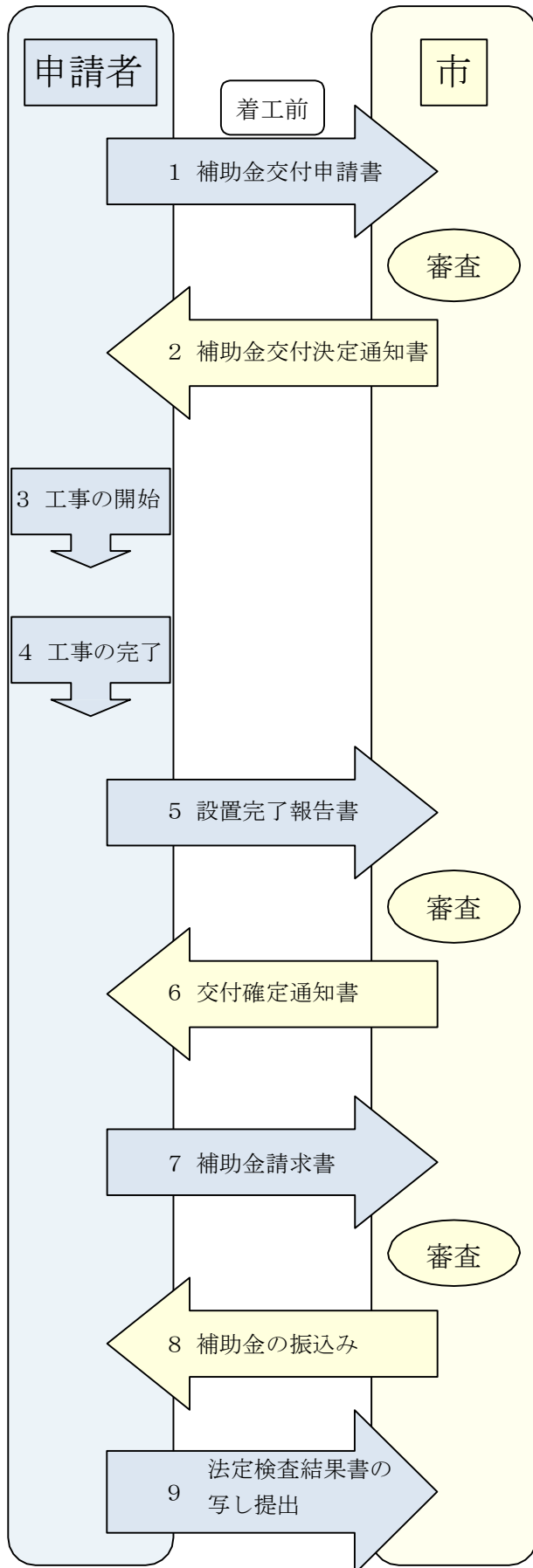
◎合併浄化槽付き住宅を建築し販売(建売)する方へ

- ・住宅の購入者が補助を受けるためには、建築者が補助対象浄化槽確認申請書を着工前に提出し、補助金の交付対象であることの確認を受ける必要があります。

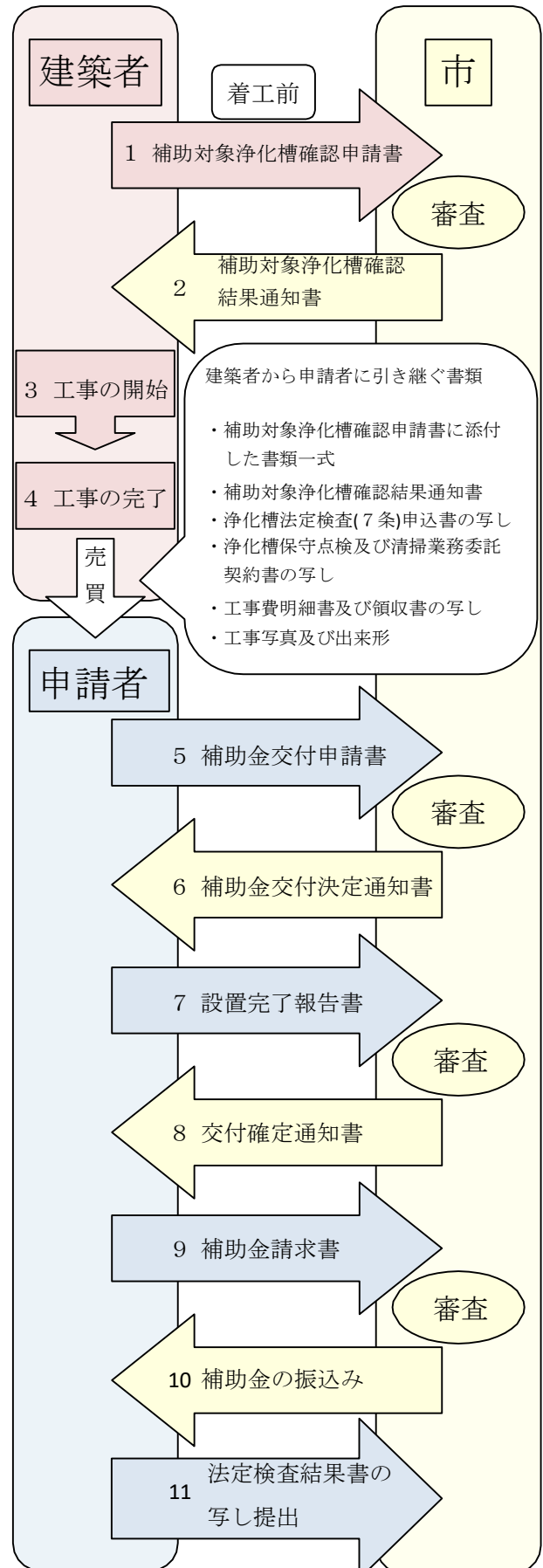


申請の流れについて

浄化槽を設置する方



浄化槽付き住宅を購入する方





よくある質問と回答

Q 1 新築を予定しているのですが、補助を受けられますか？

- A 自らが居住することを目的に、新たに合併浄化槽が設置される住宅を建築する場合、補助を受けられます。
したがって、既に合併浄化槽が設置されていた家屋の建替え・改築に伴い新たに合併浄化槽を設置する場合は、補助を受けられません。

Q 2 市外在住者ですが、五所川原市に住宅を新築し引っ越す予定です。補助を受けられますか？

- A 工事完了後に五所川原市へ住民登録を行うことで、補助を受けられます。

Q 3 店舗を含む住宅なのですが、補助を受けられますか？

- A 店舗に使用している床面積が住宅の総床面積の半分未満であれば、補助を受けられます。

Q 4 貸家に住んでいるのですが、補助を受けられますか？

- A 一軒家であり貸主の許可を受けられる場合、補助を受けられます。

Q 5 既に設置済みの合併浄化槽があるのですが、補助を受けられますか？

- A 新たに設置される合併浄化槽が補助対象となりますので、補助を受けられません。

Q 6 建築業者です。建売住宅を建築し販売する予定です。補助を受けられますか？

- A 建築業者は補助を受けられませんが、着工前に補助対象浄化槽確認申請書を提出し、補助金の交付対象であることの確認を受けることで、購入者が補助を受けることができます。

Q 7 建売住宅を購入しようと思うのですが、補助を受けられますか？

- A 建築者が保管する補助対象であることを証する通知書および売買契約書の写し等が必要になります。購入の際、建築者に確認してください。

Q 8 設置する合併浄化槽の大きさはどのようにして決められるのでしょうか？

- A 設置する合併浄化槽の大きさは、建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準によることとされていますが、建築物の使用状況や使用水量から明らかに実情に添わない場合は、この算定人員を増減することができます。

Q 9 合併浄化槽の補助と、他の補助と一緒に受けられますか？

- A 合併浄化槽の設置費用が他の補助と重複しなければ一緒に受ける事ができます。

Q 10 合併浄化槽を設置した後に気をつけることはありますか？

- A 設置した合併浄化槽の性能を100%引き出すには、適正な維持管理が必要です。そのため合併浄化槽の所有者には、保守点検・清掃・法定検査の実施が法律で義務付けられています。

Q 11 補助を受けた後に行うことはありますか？

- A 合併浄化槽の使用開始後3年間に限り、浄化槽法第7条検査結果書および浄化槽法第11条検査結果書の写しを提出する必要があります。

【問い合わせ先】

〒037-8686 青森県五所川原市字布屋町41-1
五所川原市上下水道部 下水道課 排水設備係
電話番号 0173-35-2111 内線2756・2757

